

野 保 介 3 0 2 号
令 和 元 年 9 月 6 日

居宅介護支援事業者 様

野田市介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定事業者 様

野田市保健福祉部介護保険課長

令和元年度介護報酬改定に伴う野田市介護予防・日常生活支援総合事業
の対応について（通知）

日頃、野田市の保健福祉行政等に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。
令和元年度介護報酬改定に伴い、野田市介護予防・日常生活支援総合事業につ
いて、別紙のとおり対応することとなりました。
については、当該改定に対し、適切に御対応くださいますようお願いいたします。

【問合せ先】

野田市保健福祉部介護保険課

介護予防係 林

電話：04-7125-1111（内線 2180）

令和元年度介護報酬改定に伴う野田市介護予防・日常生活支援総合事業の対応について

本年 10 月から実施予定の消費税引上げに伴う介護報酬改定により、野田市介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）は、次のとおり対応いたします。

1 総合事業の介護報酬について

令和元年 10 月以降の総合事業の介護報酬は、地域支援事業実施要綱に基づき次のとおり改定します。

（単位：単位）

	改訂前 （～令和元年 9 月 30 日）	改訂後 （令和元年 10 月 1 日～）
第 1 号訪問事業	訪問型サービスⅠ 1,168	訪問型サービスⅠ 1,172
	訪問型サービスⅡ 2,335	訪問型サービスⅡ 2,342
	訪問型サービスⅢ 3,704	訪問型サービスⅢ 3,715
第 1 号通所事業	通所型サービスⅠ 1,647	通所型サービスⅠ 1,655
	通所型サービスⅡ 3,377	通所型サービスⅡ 3,393
第 1 号介護予防 支援事業	介護予防ケアマネ ジメント費 430	介護予防ケアマネ ジメント費 431

2 事業対象者の居宅サービスの支給限度額について

総合事業の事業対象者の支給限度額は、これまでどおり要支援 1 相当となりますので、要支援 1 の支給限度額の改定に合わせ、次のとおり改定します。

（単位：単位）

	現行 （～令和元年 9 月）	見直し後 （令和元年 10 月～）
支給限度額 （要支援 1 相当）	5,003	5,032